



準を定める条例の一部を改正する条例」については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例改正するものです。

9「狛江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例改正するものです。

10「狛江市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給をするために、条例改正するものです。

11「狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、委員の任期満了に伴う地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案 12 から 22 までは、「狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」です。こちらは、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、11 人の農業委員について議会の同意を求めるものです。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて審議事項 2「給付金事業について」の説明をお願いします。

部長 昨日、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、(仮称)特別定額給付金事業が実施されることになりました。

本事業の経費は、全額国が負担することになりますが、実施主体は市区町村となり、基準日となる 4 月 27 日において住民基本台帳に記録されている方が給付対象者となり、一人につき 10 万円を給付するものです。

受付と給付の開始は、市区町村において決定することとなっていますが、緊急経済対策の主旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すものとされていますので、狛江市でも早期に対応するために、本日の庁議において、組織について審議をお願いします。

本事業は、全庁的な協力体制のもと実施するものですが、所管部署については、市民生活部内に置かせていただきたいと考えています。

職員体制については、各部署からの兼務とさせていただきますが、事業の詳細が示されましたら調整させていただきます。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて審議事項 3「新型コロナウイルス感染症対策による公共施設休館に伴う行政財産使用料の取扱いについて」の説明をお願いします。

部長 新型コロナウイルスの影響により休館している公共施設において、狛江市公有財産規則に基づき、行政財産の使用の許可を受けて自動販売機等を設置

している使用者と所管部担当課が協議を行い、行政財産使用料の減免・還付を行うことが適当と判断した場合の減免・還付についての方針となります。

対象期間は「新型コロナウイルス感染防止の措置として臨時休館となった期間」としていまして、令和2年3月28日（土）から令和2年5月6日（水）を想定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況によって延期となることも想定されます。

減免・還付の金額については、日割金額で算出します。

還付手続きについては、歳入還付とします。なお、平成31年度分の還付手続に関しましては、会計課の会計処理の都合上、令和2年5月20日（水）までに伝票を持ち込むこととなります。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に報告事項1「狛江市債権管理条例に基づく債権放棄について」を報告してください。

部長 狛江市債権管理条例第7条の規定に基づき、情報公開制度に基づく写しの郵送料債権等について、令和2年3月31日付けで債権放棄を行いました。

債務者数2人、期別件数3件で債権放棄額2万9,830円となります。

債権放棄の事由としましては、私債権につき、時効期間が経過したため、条例第7条第1号の「当該市の私債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）」に該当すると判断し、債権放棄したものです。

債権放棄の状況については、条例第8条の規定に基づき、議会に報告します。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「災害時における生活物資等の提供に関する協定の締結について」を報告してください。

部長 「災害時における生活物資等の提供に関する協定」については、株式会社ココカラファインヘルスケアとの協定となります。こちらの協定については、令和元年度締結しました株式会社サンドラッグとの協定と同様、大規模災害時において、避難所等で必要となる日用品や衛生用品、医薬品等について提供いただくものです。

ココカラファインについても、サンドラッグ同様、狛江市内に店舗を展開しているほか、全国規模で広く店舗を展開しているところです。

本協定の締結により、大規模災害時における日用品等の供給について一層強化できるものと考えています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「平成31年度決算審査の日程について」を報告してください。

部長 令和2年は、7月13日（月）、15日（水）、16日（木）、17日（金）、20日

(月)の5日間で審査を実施します。なお、21日(火)を予備日とします。

各課の受審順序について、公務の都合により日程を変更したい場合は、部内で調整し、事前に監査委員事務局へ連絡願います。

また、決算審査の講評については、8月17日(月)午前9時から防災センター303会議室にて実施予定です。

講評には、市長、副市長、教育長、会計管理者、各部長、議会事務局長及び財政課長の出席をお願いします。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 えきまえ広場の名称についてです。

えきまえ広場について、株式会社メビウスとのネーミングライツスポンサー契約を解除しましたので、お知らせします。

狛江駅北口にある「えきまえ広場」については、市の財源確保に関する取組の一つとして、株式会社メビウスとネーミングライツスポンサー契約を締結し、平成30年4月1日から令和3年3月31日までが契約期間となっているところです。

本来、令和2年度末までの契約となっているところですが、この度先方より、契約を解除したい旨の申出を受け、令和2年3月31日をもって、株式会社メビウスとのネーミングライツスポンサー契約を解除しました。

既に発行済みの刊行物に「メビウス∞えきまえ広場」と記載されている場合は、「えきまえ広場」と読み替えることとし、シール貼り等による修正は不要です。

今後発行するチラシ等については、「えきまえ広場」と表記するようにしてください。

御対応のほど、よろしく申し上げます。

市長 他に何かありますか。

部長 各議員のクールビズの実施についてです。

前回の庁議で市職員のクールビズの実施について連絡がありましたが、各議員についても令和元年と同様、5月1日から10月31日まで実施します。

市長 他に何かありますか。

部長 令和2年4月18日(土)の大雨対応についてです。

当日は、大雨注意報で警報は発令されませんでした。かなりの雨量が見込まれるとの報道がありました。職員の出勤については、現在、コロナウイルス対策として2班体制を実施しているため、17日(金)に在宅勤務であった職員4人が初動対応をすることは決めていました。当日は、各係員が自主的に判断し、連携を取りながら大雨に対する体制を実施しました。

18日(土)の午前8時過ぎに職員が出勤し、午前9時と午後1時に排水樋管等のパトロールを行いました。樋管での最大水位は、六郷排水樋管70cm、猪方排水樋管120cmで順流を確認しており、異常等はありませんでした。午後3時過ぎに大雨に対する体制を解除しました。

調布市とは午前9時から連絡を取り合い、調布市と狛江市のグループラインを作成し、情報の共有を行いました。

多摩川の水位の大幅な上昇はありませんでしたが、調布市との連携等、良い経験となり今後の対応に活かせるものでありました。

市長 他に大雨対応を行った部があれば報告願います。

部長 総務部安心安全課危機管理担当理事が、当日朝から防災センターで待機していました。

市長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4月28日午前9時から開催します。